

県庁展望ロビー壁面作品展示について

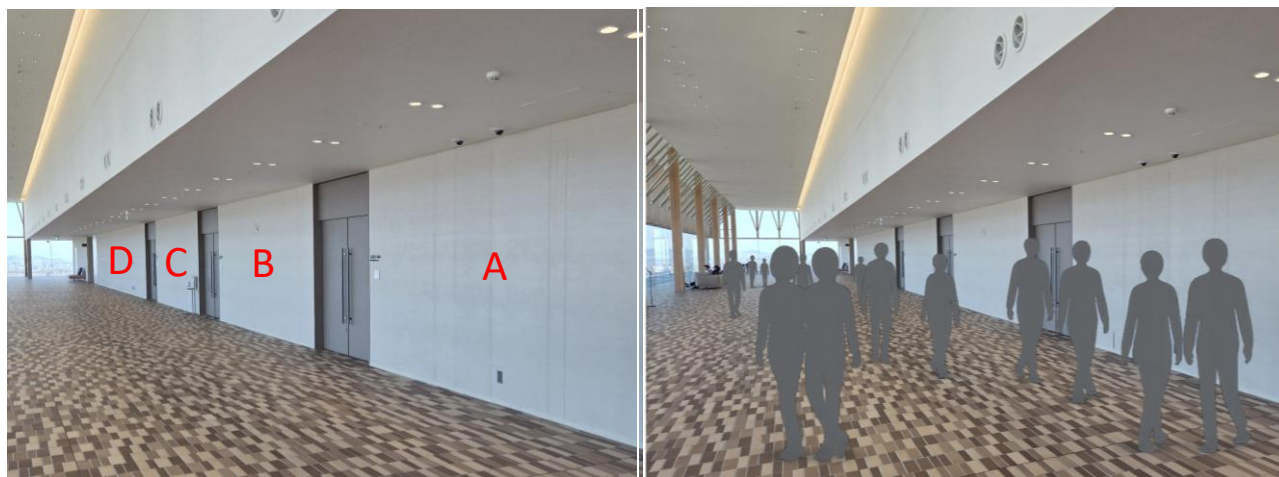
はじめに

県では、県庁20階展望ロビー壁面を、県民の皆様による創作活動の発表の場や事業所・個人で所蔵する絵画等の披露の場として開放し、身近に文化に触れていただけるよう活用を図っていきます。本書をご理解のうえ、お申し込みください。

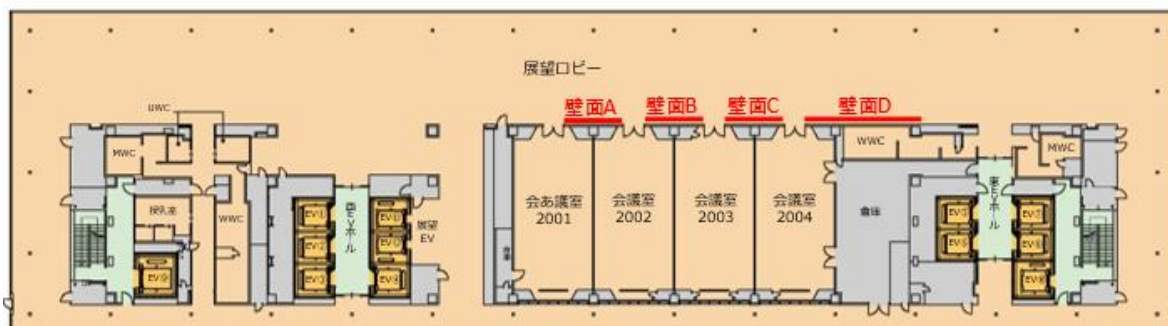
ご利用にあたっての料金は無料です。なお、展示品の搬入・搬出や展示作業は展示者ご自身で行っていただくほか、県では、いかなる費用も負担しません。また、展示品の破損等について、県では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

1 展望ロビー壁面の概要

天井高	2.7m
横幅（ピクチャーレール）	壁面A、B、C：5m、壁面D：7m
貸出備品	
ピクチャーレールフック	40個
ピクチャーレールワイヤ	1.5m／20本、1.0m／20本
その他使用可能な備品（事前申請要）	脚立、台車、キャプションスタンド（10台）、パンフレットスタンド
利用料	無料



【展望ロビー概要図】



2 展示について

(1) 申込み対象者

県内に住所や活動の拠点がある文化団体、事業所もしくは個人。
文化団体の場合は、原則として5人以上で構成されていること。

(2) 展示作品の条件

	条 件	展示できる 作品数
共 通	<ul style="list-style-type: none">・ 絵画、写真、版画などの平面作品であること・ ピクチャーレールの吊下げ荷重が30kg以内(30kg/m以内)であること・ 搬入出、設置を申込者(展示者)が行えるもの(縦200cm 横200cm 以内)・ その他、県が特に認めるもの	
①文化団体	<ul style="list-style-type: none">・ 同一作家のみの展示ではないこと	5点以上 10点以内
②個人 (制作者)	<ul style="list-style-type: none">・ 全国規模公募展における入賞以上の受賞歴がある作家が制作した受賞作品及びこれに準ずる作品であるもの	5点以内
③事業所・個人 (所有者)	<ul style="list-style-type: none">・ 著名な作家*の作品など、県が特に認めるもの・ 贋作、複製作品(レプリカ)でないもの	5点以内

* 公立美術館等に所蔵される作品がある作家をいう。

○展示できないもの

以下に掲げるものは管理運営上支障がありますので展示できません。

- ①悪臭を発生し、又は腐敗のおそれのある素材を使用したもの。鑑賞者に著しく不快感を与えるなど公安、衛生法規にふれるおそれのあるもの
- ②制作途中のもの、絵具等が乾燥しておらず、壁等が汚れる可能性のあるもの
- ③刃物等を素材に使用し、人に危害をおよぼし又は壁面等をき損するおそれのあるもの
- ④特定の個人や集団に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある展示物
- ⑤政治、宗教活動を目的とするもの
- ⑥物品販売等の営利目的であるもの
- ⑦公序良俗に反するもの、社会通念上認められないもの
- ⑧その他、県が特に不適切と認めるもの

展示許可をしない場合

次の場合は展示を許可しません。

- ①反社会的勢力の利益となると認められる団体からの申込
- ②過去の展示時に本書に違反する展示、または、県の指示に従わない者からの申込
- ③その他、県が特に必要と認めるとき

(3) 展示期間

原則、2週間から1ヶ月(県が決定する期間)

3 展示申込みの手続きについて

○スケジュール

令和8年度の展示分について、以下のとおり決定します。

①申込期限 ～4月20日	展示者	期限までに郵送またはメールにて担当者あてに提出 (電話や来庁による提出は受け付けません)
②審査 ～4月下旬	県	申込みの内容について展示の可否や期間を決定
③決定通知の送付 ～5月上旬	県	展示の可否、展示期間を通知
④展示調整 随時	県・展示者	搬入搬出、設置について調整

- ・申込みがあっても許可しない場合があります。
- ・詐偽その他不正な行為により許可を受けたことが明らかになった場合、許可を取り消すことがあります。
- ・展示を中止する等、展示内容に変更がある場合は至急連絡してください。
- ・募集枠に空きがある場合は追加募集することがあります。その場合はこのスケジュールによりません。

4 搬入・展示・搬出 (※搬入・搬出経路等の詳細は、展示決定通知後にお知らせします。)

(1) 搬入・搬出時間 平日17:00～19:00 (※時間厳守)

(2) 展示方法等

- ①既設のピクチャーレールを使用した展示に限ります。
- ②壁面への造作(貼付などを含む)は一切できません。
- ③消火栓・消火器、防火扉の付近への展示はできません。

5 その他

- ①本書記載事項に違反したときは、許可を取り消し、又は展示の中止を命ずることがあります。
- ②県の設備や備品をき損又は滅失したときは、復旧費用を負担していただくことがあります。
- ③展望ロビーには、常駐の看視員はいません。
- ④展示品の破損及び紛失に伴う損害について、県は一切責任を負いません。必要に応じて、各自で保険加入等の対策をお願いします。
- ⑤搬入・展示・搬出作業中に発生した事故について、県は一切責任を負いません。
- ⑥他のイベント等により、展示品の破損等のおそれがある場合は、展示者に連絡の上、展示品を一時的に取り外すことがあります。

【お問合せ】

岐阜県観光文化スポーツ部 文化創造課 文化振興係

岐阜市藪田南2-1-1

TEL: 058-278-8245 FAX: 058-278-3529

E-mail: c11146@pref.gifu.lg.jp